

令和5年度 第1回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会
議事録

日時：令和5年5月23日（火）10：00～12：00

場所：オンライン開催（事務局：市役所本庁中館8階8-2会議室）

1. 開 会

(1) 委員の変更について

- ・ 事務局より、尼崎市心身障害児（者）父母連合会の井上委員から鳥居委員、尼崎市身体障害者連盟福祉協会の岡崎委員から岩本委員への交代についての紹介
- ・ 事務局より、資料の確認、事務局の紹介

2. 議 題

(1) 尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査について

- ・ 事務局より、資料1-1～1-3について説明

(質疑応答)

委員：意見をたくさん出していたが、取り入れていただけてありがたい。自分の所属する団体の会議でも、意見を言っても何にもならないという声もあるので、意見を出したことについて取り入れてもらえたことはありがたい。

委員：説明いただいた点での意見はないが、1つ気になった点として、障害児用の調査票の問15 選択肢2「障害のない児童・生徒とのふれあいをしてほしい」の“ふれあい”の言葉が気になる。引っかかる人もいるのではないかと思う。一緒に過ごしたいとか、学びたいとか、文言を検討してもらいたい。

事務局：修正を検討する。

委員：調査票の見直し作業を進めていただき、感謝する。問16の選択肢15「やりがいのある仕事や業務内容に見合った賃金が得られる」について、1つの選択肢に2つの内容が含まれているのは良くないと思う。どちらか1つにするか、2つに分割するべきだと思う。「やりがいのある仕事」は抽象的であり、選択肢の1～14番がやりがいにもつながっていくことになると思うので、「業務内容に見合った賃金が得られる」だけにしようと思う。

事務局：確かに、ご指摘いただいた通り「やりがい」は抽象的だと思う。全体的な表現にも捉えられるとの意見だと思うので、「業務内容に見合った賃金」に整理していこうと思う。

委員：精神障害者用の問8、選択肢1「通院の交通手段が確保・利用しにくい」とあるが、難病の場合、タクシーなどの交通手段はあっても、交通費がかかることが多い。選択肢10に医療費の負担の項目があるので、交通費の負担の項目についても入れられるのであれば入れてもらいたい。もう1点、問15(3)については、仕事をするのに体力的に厳しいという話もよく聞くので、そのような内容の選択肢を追加できればと思う。

事務局：交通費がかかるという内容については、“通院の交通手段が確保・利用しにくい”に含ま

れると考えるが、費用面がかかることも含むことをカッコ書きで追加することを検討する。また、問 15（3）については、体力的なことも確かに理由としてはあると思うが、アンケート調査実施の背景としては、皆さんの現状を聞くこともあるが、施策として何か考えられるかという点で結果をみたいと思うので、体力的なことを選択肢に入れられるかどうかは、検討事項とさせていただく。

委員：先ほどの委員からの指摘については、確かに2つの内容が入っていると私も感じていた。ただ、障害のある人が仕事に就く場合、ハード面のこともたくさん課題はあるが、メンタル的にもやりがいは障害のある人であっても必要だと思うので、「業務内容に見合った賃金が得られる」だけにするのではなく、やりがいのある仕事と見合った賃金の2つに分けてもらいたい。

事務局：相反する意見が出たので、いったん事務局で預からせてもらって検討する。

委員：「やりがいのある仕事」は私も残してもらいたい。私もボランティアの仕事をしているが、それもやりがいがあるから行っている。「やりがい」は確かに抽象的だが、大事なことだと思うので、委員の意見に賛同したい。

事務局：回答は当てはまるものすべてを回答する設問で、前回比較をしても影響は少ない質問だと思うので、いただいた意見を前向きに検討したいと思う。

委員：新しく設定された問 10 について、質問文の文章の意味合いが伝わるのか気になる。精神障害の場合、疾患と障害とは別という考え方もあるので、この書き方で伝わるのであれば構わないが、伝わるかどうか事務局の見解を確認したい。

委員：問 10 については、私たち家族や当事者は聞こうとしている意味合いは分かるが、何か問題があるのか。

事務局：精神疾患を理由とした入院か否かを聞きたい質問であるが、精神疾患以外での入院の有無で回答されるのではないかというご意見だと思う。

委員：アンケート調査自体が精神障害者用の調査なので、そこで入院と問われているので、身体的な入院とは捉えないと思う。

事務局：再度、事務局でも検討するが、基本的には精神障害者保健福祉手帳を所持している人を対象として調査を実施するので、解釈の部分は問題ないと思う。

委員：変な解釈がされないということであれば構わない。

事務局：ダイレクトに「精神疾患を理由に」という書き方も考えたが、重複障害の方もいるので、「障害を理由に」とした。

委員：資料 1-3 の 16 ページ、問 41 の新型コロナウイルス感染症による影響についての質問については、聴覚障害のある高齢者の方は、文章を読んでも意味が分からないと思う。書き方を変えるなど考えていただきたい。

事務局：新型コロナウイルス感染症が拡大していた時と今との変化や生活面で何か変わったことがあれば回答をもらいたいという趣旨なので、もう少し分かりやすい表現を検討する。

委員：障害児用の問 12、法令上では特別支援学校であるところを、養護学校という通称名で書いていることは理解できるが、「高等特別支援学校」はない。固有名詞として、三田市に「高等特別支援学校」はあるが、法令上は「特別支援学校」になる。西神戸高等特別支援学校という学校もあるが、法令上の名称と通称名が混在しているので、どれを選んだら良いか

分からない方も出てくると思う。法令上の言葉で整理してはどうか。また、認定こども園に通園している場合は、選択肢のどれに該当するか分からないので、それも含めて見直しをしてもらいたい。また、枠内の注釈の文章についても、特別支援学校には、視覚や聴覚以外にも、知的や肢体不自由もあるので、記載するのであれば、その内容も追記をしてもらいたい。

事務局：以前から変えていない項目であったため、再度見直しを行う。また、特別支援教育の関係部署とも確認し、選択肢の数が変わらないような形で調整する。

(2) 尼崎市障害福祉計画（第7期）の構成と主な改定項目等について

- ・ 事務局より、資料2-1について説明

(質疑応答)

- ・ 質疑なし

- ・ 事務局より、資料2-2について説明

(質疑応答)

委員：私の認識が間違っているのかもしれないが、基幹相談支援センターの設置について、尼崎市では面的整備から拠点型に変えるということか。尼崎市は面的整備をとっているが、三田市では拠点整備をされていて、三田市の方と交流をして話を聞いていると、拠点整備の方が役に立つのではないかと思う。面的整備となると、支援が複雑になって難しいのではないかと思う。もう1点、4(2)、就労選択支援の創設については、就労移行支援で行っていることとは違うのか。

事務局：1つ目の面的整備と拠点整備について、いわゆる地域生活支援拠点と言われる地域でのサービス提供体制を各市で整えるという機能の話になる。その拠点の機能の1つに、基幹相談支援センターがあるというのが前提である。都市部では大半が面的整備型となっている。事業所の規模などから1施設を拠点として整備するのがなかなか難しいこともあり、都市部では面的整備型が多いと言われている。その面的整備型の中でも、例えば、基幹相談支援センター運営を社会福祉協議会などに完全に委託してしまうという形もあるが、尼崎市では、基幹相談支援センターとしてのコントロールは直営職員が担うことにしている。このやり方が良いかどうかは置いておいて、市としては、面的整備による拠点に関わる各機関が、各機関の考えのもとに進むのではなくて、あくまで直営の基幹相談支援センター、南北保健福祉センターが担うという運営の仕方をしている。

もう1つの就労選択支援については、もともと就労移行支援のサービスがあり、就労をしたいという方の入口から出口まで、企業への就職もしくは福祉的就労になった後も支援していたが、この支援の部分が就労定着支援に分かれた。今回の就労選択支援は、仕事を始めるにあたって、本人が一般就労に向いているか、得意・不得意のところもアセスメントをとって、一般就労を目指すのか、福祉的就労を目指すのかの選択をしっかり支援した上で、実際の就職活動以降の支援につないでいくという流れではないかと思っている。このサービスができるまでの検討会の資料をみると、そういったところのニーズに応えるため

に、就職を目指す段階でしっかりとアセスメントをとって、その方が一番望まれる、もしくは、その方に一番適している就職先となるように支援していくサービスになる。

(3) 計画策定部会の設置と委員構成について

- ・ 事務局より、資料3について説明

(質疑応答)

- ・ 質疑なし

(4) 尼崎市障害者計画等に係る評価・管理シート（令和4年度決算分）について

- ・ 事務局より、資料4について説明

(質疑応答)

- ・ 質疑なし

3. その他

- ・ 事務局より、参考資料についての説明

4. 閉 会

以 上